

むつ市議会第214回定例会会議録 第2号

議事日程 第2号

平成24年12月5日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例
- 第2 議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例
- 第3 議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例
- 第4 議案第72号 むつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例
- 第5 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例
- 第6 議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第77号 指定管理者の指定について
(むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第10 議案第78号 指定管理者の指定について
(川内第1牧野外1施設の指定管理者を指定するためのもの)
- 第11 議案第79号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第12 議案第80号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第13 議案第81号 市道路線の廃止について
- 第14 議案第82号 市道路線の認定について
- 第15 議案第83号 むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第16 議案第84号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第17 議案第85号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて
- 第18 議案第86号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第19 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについて
- 第20 議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて
- 第21 議案第89号 平成24年度むつ市一般会計補正予算
- 第22 議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第23 議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第24 議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第25 報告第27号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)

- 第26 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)
- 第27 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 第28 報告第30号 専決処分した事項の報告について
(工事請負契約の一部変更契約について)
- 第29 報告第31号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第30 報告第32号 専決処分した事項の報告について
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第31 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
5番	川	下	八十	美	6番	目	時	睦	男
7番	村	川	壽	司	8番	佐	賀	英	生
9番	東		健	而	10番	石	田	勝	弘
11番	菊	池	広	志	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹二	郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（1人）

17番	村	中	徹	也
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一	郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島			進	公営企業 管理者	遠	藤	雪	夫
総務政策 部長	伊	藤	道		郎	財務部長	下	山	益	雄
民生部長	奥	川	清	次	郎	保健福祉 部長	松	尾	秀	一
経済部長	澤	谷	松		夫	建設部長	鏡	谷		晃
川内庁舎 長	布	施	恒		夫	大畑庁舎 長	工	藤	治	彦
協野沢 庁舎所長	猪	口	和		則	会管総政 理出納室 長	大	橋		誠
選挙管理 委員会 事務局長	氣	田	憲		彦	監査委員 局長	星		久	南
農委員 会事務局長	山	口	勝		美	教育部長	齋	藤	秀	人

業長道長 企 營 水 局 下 部	齊	藤	鐘	司	務部策監携長 策 進 連 民	花	山	俊	春
部策監 務 進 財 推	石	野		了	健部事庭長 社 理 家 童	掛	端	正	広
健部事社長 社 理 福 活 副 生 課	工	藤	利	樹	部事産長 濟 理 水 林	二	本 柳		茂
部事築長 設 理 建 市 副 都 課	望	月		操	部事道長 水 道 理 水	酒	井	嘉	政
舎事設長 庁 理 建 業 副 産 課	福	島		伸	務部長 策 課 務 総	柳	谷	孝	志
務部課幹 策 務 主 括 総 政	野	藤	賀	範	務部策長 策 政 災	村	田		尚
部長 務 課 財 政	氏	家		剛	部金長 生 年 保 課	畑	中	秀	樹
部市課幹 設 築 主 括 建 都 總	高	橋		真	部課幹 道 道 水 水 括 下 総	眞	野	修	司
舎業課幹 庁 設 主 括 産 建 總	久	保 田	邦	男	務部災課幹 策 策 政 防 主	須	藤	勝	広
務部課査 策 務 括 総 政	栗	橋	恒	平					

事務局職員出席者

事務局長	須	藤	徹	哉	次	長	柳	田	諭
総括主幹	濱	田	賢	一	主 任 主 査	主 査	小 村	林 口	睦 子 也
主任主査	石	田	隆	司	主	査			

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第31 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第69号

○議長（山本留義） 日程第1 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） おはようございます。議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例についてであります。これは昨年成立した地域主権改革一括法により、これまで国が一律に決定し、各自治体に義務づけてきた基準や施策等を地域の実情に合った条例制定により地方の権限を拡大する目的で施行されたものであります。以降の議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第76号も同じ法律による条例改正であります。この法律

による条例制定権の拡大の意義と期待する効果は、地域特性に応じた特色ある条例の制定により地域特有の問題、例えば子育て支援、地域の活性化、雇用や失業対策等の解決、またきめ細かな住民サービスの提供、自治体の政策や法務力の向上、さらに議会の審議の活性化などが期待されております。

そこで、議案第69号について、従来までの国で定めた公営住宅の整備基準と今回提案の条例の違いの説明をお願いいたします。また、むつ市独自の具体例がありましたら紹介をお願いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

今回の条例制定につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、従来国で定められておりました公営住宅の整備基準について、各地方公共団体の条例で定めることになったものであり、内容及び基準につきましては、現行の整備基準と同様に制定いたしましたので、ご理解賜りたいと存じます。

また、むつ市独自の具体例についてであります。前述のとおり、国で定められておりました整備基準の内容と同様に制定したものであることから、むつ市独自の基準につきましては定めておりませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 前振りでも話しましたが、地域は地域の特徴ある条例制定というところが目的でありまして、もともと国で決めたものを何も改正しないでそのままスライドするということは、公営住宅の整備基準は国が今まで基準としてつくってきたものを、むつ市は変えるところがなかったということですが、総務省のホームページでいきますと、さまざまな事例が公表

されております。例えば仙台市では電磁調理器の普及によって、配線とコンセントは設置するという基準をつくったり、北海道のほうのある市では、堆雪場所の確保を積雪期の除排雪の負担軽減のために配慮しましょうというふうなことをしたり、地元産材を使用するよう努力義務を設けたり、またはユニバーサルデザインを導入しようというふうなことを条例に盛り込んだりしている例もあります。やはりむつ市でもいろんな事情があって、やはり住民の要望に応えるものも条例に盛り込むべきだと私は思っていました。今回改正ないということで、今後検討する考えがあるのかをお知らせ願います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

今後見直す予定及びそういうつもりはあるのかということですが、整備基準に関しましては、独自事例としてはただいま齊藤議員から紹介ありましたようなユニバーサルデザインや、これは世代構成の多様化を図る取り組みとしての一つの手段としての見直しでございますし、あとは地域コミュニティの活性化を図るための取り組み、あるいはこの中では例えば児童遊園や集会所を新たに設けるなど、その辺のところを条例化するなどというようなことが考えられますし、あとは環境に配慮した取り組みとしては、そういうことも考えられるかなと。

あとは、利便性を図るためでありますけれども、新設団地に関しましては、今駐車場を整備しておりますが、ほとんどの住宅では駐車場が整備されていないなど、そういう問題も抱えていることも事実でございますので、今後の検討課題とさせていただきます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 国の基準をそのまま市の条例

にスライドすることは、ほとんど労力が必要なくて、では住んでいる人たちがどういうことを思っているかということを考える時間も必要ないということは、やはり行政の怠慢につながるのではないかというふうな懸念がありますので、地方は地方でというふうな、いいことでありますから、いろんなことを考えて条例を今後変更したり修正することを望みますが、部長からは検討するというふうなお話がありましたが、いつまでという期限はないものの、やはり市営住宅に住んでいる方々の意見を聞いたりする場面も今後必要になると思っておりますので、ぜひそのところをお願いしたいと思います。部長、どう考えているのでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 住民からの意見ということですが、建て替え等に当たっては、今までも住民からの意見等に関しましては聞いてまいりましたが、今後こういう趣旨の条例ができるわけですので、これに関しましては真摯な態度で臨んでまいりたいと思います。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第69号 むつ市営住宅等の整備基準を定める条例について、私も質疑いたします。2点ほどお尋ねいたします。

まず、この条例制定によって、これまでの古い市営住宅には基準にそぐわない住宅があると思っておりますので、それは何棟で、戸数として何戸あるのか。そして、齊藤議員とも重複する部分がありますけれども、今後具体的に改善、改築する予定は、今どういう計画になっているのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

現在の市営住宅で今回の条例の基準にそぐわない市営住宅は、19団地256棟469戸ございます。建設年度ごとの内訳を申し上げますと、昭和30年代建設が101棟106戸、昭和40年代建設が88棟183戸、昭和50年代建設が33棟146戸、昭和60年代建設が20棟20戸、それと平成7年度建設が14棟14戸でございます。

今後の改善、改築についてであります。平成23年2月に策定いたしましたむつ市公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の維持管理及び建て替え計画等を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ほとんど古い住宅で、新しい住宅は平成7年の14棟14戸ですね、これは川内だと思っております。住宅の建て替えに関しては、まず地域経済の活性化にもつながりますし、若い方たちの収入が今伸び悩んでいるところがたくさんあると思いますので、何とか順次市営住宅の建て替えは計画をきっちりして進めていただきたいなと思います。部長、どのようにお考えですか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） この計画に基づいて順次進めておりますのは、緑町団地と、今年度から着手しております川内楡木団地の2団地となっております。その後につきましては順次計画に基づいて進めてまいりたいと思っております。次の着手順につきましては、現在まだ決定しておりません。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 条例に沿って、また地域のバランス等も考えながら順次進めていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を

終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第70号

○議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番 齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第70号 むつ市道路の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例についてであります。

これも昨年成立した地域主権改革一括法により、これまで国が一律に決定し、各自治体に義務づけてきた基準や施策等を地域の実情に合った条例制定により地方の権限を拡大する目的の一つであります。

そこで、従来まで国で定めた道路法と今回提案の条例の違いの説明をお願いします。また、むつ市独自の具体例がありましたら、紹介願います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

本議案につきましても、議案第69号同様、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、従来国で定めておりました道路の構造の技術的基準及び道路寸法を定める基準について、各地方自治体の条例で定めることになったものか

ら、内容及び基準につきまして、現行の整備基準と同様に制定したものでございますので、ご理解賜りたいと思います。

むつ市の独自の具体例につきましても、前述のとおり国で定められておりました整備基準の内容と同様に制定したものでございますので、独自の基準の制定にはまだ至っておりません。ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） それでは、総務省で公表している具体例で変更して参考になるなというふうなものがありましたら、紹介願いたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 技術的基準の条例化に伴う件では、道路法第30条の関係では、設計車両、建築限界、橋、高架橋等の荷重条件を除き政令で定めることとしておまして、一部自治体にはそれについて定めている自治体もあるように伺っております。

もう一点につきましては、道路法第45条の関係でございまして、案内標識並びに境界標識の寸法、文字の大きさについて政令で定める基準ということで、これは国の基準を参酌してそれぞれの自治体で定めているところもあるというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第70号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第70号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第71号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番斉藤孝昭議員。

○12番（斉藤孝昭） 議案第71号 むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例についてであります。

これも先ほどから述べているとおり、昨年成立した地域主権改革一括法により、これまで国が一律に決定し、自治体に義務づけてきた基準や施策等を地域の実情に合った条例により地方の権限を拡大する目的のものであります。

従来まで国で定めた河川法と今回提案の条例の違いの説明をお願いします。また、むつ市独自の具体例がありましたら、紹介願います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 斉藤議員のお尋ねにお答えいたします。

この条例に関しても、前2議案の条例と同様に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、従来国で定められておりました準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める基準について改めて条例化したものでございます。したがって、むつ市独自の具体例につきましても、国の基準に定められた内容と同様の制定といたしております。独自の基準につきましては、現在のところございません。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第71号について質疑いた

します。

まず、この条例の趣旨としまして、河川法第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設または法第26条第1号の許可を受けて設置される工作物のうち、ダム、堤防、その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとするという、この目的がついておりますが、むつ市においてこの条例が対象となる河川はまず何河川あるのかということをお聞きします。

そして、ダムについては現在対象となるダムはあるのか、またダムに関しては今後計画はあるのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 濱田議員のお尋ねにお答えいたします。

むつ市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例が対象となる河川はということで、むつ地区の明神川、川内地区の高野川、小倉平川の3河川となっております。ダムに関しましては、現在ございません。今考えられる中で今後の計画もありませんが、将来的には可能性を残すということで条例に盛り込んだものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、1級河川は国の管理、2級河川は県の管理、この準用河川というのは市の管理になるのでしょうか。今回は、この条例の対象になるような計画はないということですが、川に関しての管理というものは心を引き締めて進めていただきたいなと思います。やっぱり水を治めることは市を治めることになりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第71号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第72号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第72号 むつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第72号 むつ市公共下水道の構造の技術上の基準等を定める条例についてであります。これも先ほどから何回も申しわけありませんが、昨年成立した地域主権改革一括法により、これまで国が定めた基準、義務づけた施策等を地域の实情に合った条例制定により、地方の権限を拡大する目的でつくられたものであります。

従来まで国で定めた下水道法と今回提案の条例の違いの説明をお願いします。また、むつ市独自の具体例がありましたら紹介願います。

○議長（山本留義） 下水道部長。

○公営企業局長下水道部長（齊藤鐘司） 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

国の地域主権改革一括法による下水道法の一部改正により、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する基準について、下水道法施行令の基準とむつ市の運用実績を検討した結果、従来の国で定めた基準のとおり、市条例で定めることで提案させていただきましたので、市独自に定めた基準はございませんので、ご

理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第72号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第73号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、12番齊藤孝昭議員。

○12番（齊藤孝昭） 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例についてであります。

この条例は、県内32市町村で検討しているとの報道がされ、住民の安全確保や生活環境を守るためとはいえ、さまざまな事情により各自治体が苦悩していると聞いております。

まず、大ざっぱに聞きますが、この条例により期待される効果をお知らせください。

そして、過去に危険な空き家について、担当部署と対策を協議したことがありますが、結末は個々の問題として、結局解決に至らず、危険状態がまだ続いている実態であります。条例では、規定による命令を受けた所有者が正当な理由がなく当該命令に従わないときは、その者の住所及び氏名、対象である空き家の所在地、命令の内容等を公表するとしていますが、それでも解決できない場合、どのような対策、対応をするのかお知らせ

ください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） むつ市空き家等の適正管理に関する条例は、所有者の責務として空き家等が危険な状態にならないように自らの責任で適正な管理をしなければならないことを規定するとともに、行政上の手続として、住民等からの情報に基づき実態調査を行い、危険な家屋と認められた場合は、助言、指導から始まりまして、勧告、命令、そして氏名等の公表をすることとしております。

条例を制定することによりまして、行政としての対応根拠が明確となり、適切な行政指導が可能になりますし、所有者の管理意識を向上させることによって、管理不全状態に陥る前に自発的な解決が促され、危険な空き家の発生の抑制につながるものと考えております。

また、本年7月に市が行いました空き家対策に関する条例等を制定しております54市区町村へのアンケート調査結果では、危険と判断された空き家のうち、助言、指導及び勧告までの段階で約96%の空き家の解体撤去がなされているという結果であったことから、本条例を的確に適用することによって、十分な効果が期待できるものと考えております。しかしながら、所有者が亡くなり、なおかつ相続人や管理人がいない空き家等につきましては、対応が難しいものと思われまます。

先ほどのアンケートで課題等についてもそれぞれの自治体から伺っておりますけれども、回答のあった多くの自治体におきまして、所有者が特定できない場合や、相続、権利等が複雑で調整できない場合の対応が困難であるとの回答がございました。このように、所有者が不明の場合、民法に規定する不在者財産管理人や相続管理人の選任を家庭裁判所に申し立てることによりまして、所有者不明の状況を解決したうえで、行政代執行によ

る解体等も考えられますが、危険との理由で建物を全部解体してしまうということはできず、危険な部分をどこまで解体するかという妥当性がなければ、解体後に訴訟を起こされた場合には勝訴が難しいとの参考文献もございます。

また、行政代執行は、命令に従わなかった場合に所有者にかわり行政が解体等を行い、その費用を所有者に請求するものでございますが、所有者に支払い能力がない場合は解体費用の全ては市の財源で賄うことになり、市の財政への影響に加え、空き家等を適正に管理しております市民との不平等さが生じることにもなりかねないことから、行政代執行の規定は今回盛り込まなかったところでございます。

市では、周辺住民に危険を及ぼす可能性の高い空き家等につきましては、消防等の関係機関と連携しながら、緊急的避難措置としての応急対策等はこれまでどおり行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 今の部長の答弁ですと、これまでどおりのやり方でも多分大丈夫だと。条例制定の案を提案したことには本当に評価しておりますが、やっとこれで空き家対策の方針ができたということで、それはいいのですが、一つの例として、過去にもお願いしたものがまだそのままになっているのです。そこは、もう崩れそうで、突っかい棒をして、その突っかい棒が外れると隣の民家にもう転んでしまう状態のものです。多分部長知っているとありますが、それは所有者も知っていますし、再三にわたってお願いもしているものの全然対応しないという事例であります。先ほどの部長の話でいくと、ほとんどが対応可能ということではありますが、敷地が広くて、勝手にその場所で壊れるのは、ある意味近隣に迷惑がかからないので、ある程度よしとしながらも、やはり倒壊

するおそれのある建物を、お願いしてもいまだに誰もやってくれないと。そして、行政に頼んでも、結局は解決に至っていないところは、やはりもう少し厳しい条例制定でやるべきだと思います。これも部長の答弁にありましたが、行政代執行すると解体費用が行政の負担になるというふうな話がありますが、安全が優先なのか、それともお金が大事なのかというと、やはり安全が先になると思いますので、ぜひそのところの対応をお願いできるような条例にしてもらいたいということと、今ほど私が言ったその一つの例は、どういうふうなパターンでこの条例では解決できるのか、説明をお願いします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤議員が安全が第一か、そしてまた費用がというふうな二者択一の中でお尋ねをなさったわけですけれども、やはり安全も大事です。しかしながら、この行政の手続、これを踏んでいかなければ費用をかけることはできないわけでございます。そういう意味で、この空き家対策が条例を制定することによって緒につくわけでございます。そして、勧告、公表という手順を踏んでいって、これまで全国で五十数箇所の自治体からアンケートをとりましたら、大体それで96%従っているという結果が出ていると。それに私たちはよりどころを求めていきたい。公表、そして勧告、そういうふうな手順をしっかり踏んでいく、その手続のための条例制定でございますので、この部分でご理解をいただければなと、こういうふうに思います。

ただ一方、行政代執行、先ほど部長から答弁ありましたように、さまざまな部分で裁判に持ち込まれると勝訴できないというふうな部分もあるという判断もなされておるところでございますので、やはりこの部分は慎重に取り組んでいかなければいけませんし、皆さんから頂戴している税金、

この部分において、その所有者が利益を得るといふふうな結果になってくることもあるわけでございますので、私どもはこの条例を制定することによって、性善説の中でしっかり所有者が対応していただけるものと、こういうふうな思いで条例を上程させていただいたわけでございます。そういうことでございます。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（齊藤孝昭） 市長言っていることは十分わかるのです。だから、私がさっき言った例の一つは、むつ市の倒壊しそうな建物で、多分一番危険な場所になっていると思います。ぜひ担当部署の方は、建設部長はたしか見たことあると思います。その突っかい棒が外れると、間違いなく隣の民家に倒れるというふうな状況で、本当に9年とか10年ぐらい前から、そこの建物の話は一生懸命説明したり、個人の都合と言われながらも、内容証明を送って何とか対応願いたいというふうなやりとりを長年続けていても全然改善されないと。行政も困っているというふうなことでありました。この条例ができたおかげで、もしかすればそういう事例が解決できるのではないかというふうなことに期待をしていますので、いろんな話をさせてもらっているのですが、今言ったような事例は解決できるのでしょうか、この条例ができたおかげで。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） その突っかい棒をしている空き家、廃屋寸前なのでしょうけれども、この部分においては担当のほうも把握していると思います。議員がお話のように。この部分においては、所有者の追跡だとか、さまざまな形の中での話し合いをさせていただいていると、こういうふうなことの経緯だと思います。

しかしながら、この条例が制定されることによって公表されるわけでございます。勧告も受ける

わけでございます。そういうふうな手続きをしっかり踏んでいかなければ行政としてのさまざまな部分での条例に従っての執行ができないということでございます。昨年の2月、ことしの1月から3月までの大雪の状況の中でも、やはりさまざまな部分で隣家に被害を及ぼす危険性があるというふうなこと、これは何件かございました。その部分において所有者を追跡し、そしてお願いをした場面もでございます。ところが、所有者も不在、わからないというふうなものも現に数件ございました。その部分においては、最低限の形の中で隣家に被害、また道路の交通の問題、被害を及ぼさないような形の中で行政の負担として雪おろしをしたり、除排雪をしたりというふうな事例がございました。行政としては、そういうふうな取り組みをしているわけですが、この条例を制定することによって公表もできるわけでございます。勧告もできる。全国的に大体その形の中で96%程度の方々が、その行政の手続きに従って解体をしているというふうな状況でございますので、その部分において私たちは期待をしたいし、またそれでもできないと、解体もできないと、ご本人が、そういうふうな部分はさまざまな法手続に、条例と法に従って形を進めていくべきものと、このように思います。

○議長（山本留義） これで齊藤孝昭議員の質疑を終わります。

次に、13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第73号に対して質疑いたします。

この議案の第9条ですけれども、「市長は、前条の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項案を公表することができる」。今市長、直接お話しなさったように、情報を公開するということがございます。1号が命令に従わない者の住所及

び氏名の公開、2号が命令の対象である空き家等の所在地の公開、そして3号が命令の内容、4号は「前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項」とありますが、これはどういことを想定してこの4号を設けたのかお聞きいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

第9条の第4号「前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項」についてでございますけれども、公表する場合は、ほとんどのケースで第1号から第3号で規定する住所、氏名、空き家の所在地及び命令の内容で足りるものと考えておりますけれども、例えば公表する空き家の状態が周辺にお住まいの住民や通行人に危険を及ぼす可能性が高い場合などに注意喚起を目的としてそのような状況も記載することもあるかと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） ありがとうございます。ただいま齊藤議員からは、危険とのほうからご質疑ありましたけれども、やっぱり景観ということも、町並みの景観を悪くしているという部分も周辺にはありますので、積極的にこの条例は進めていただきたいなと思います。

終わります。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次は、18番大瀧次男議員。

○18番（大瀧次男） 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例について、二、三質疑をさせていただきます。齊藤議員、濱田議員と質疑が重複いたしますけれども、2点について質疑させていただきます。

1点目は、第5条の空き家等の調査の条文の中

に、必要に応じて立ち入りをして調査を行うことができるという文面がありませんけれども、第6条の中に助言又は指導する場合に立入調査ができるという文面を加える必要があるのではないかと思います。

次に、第2点は齊藤議員とちょっと重複いたします。第7条、第8条、第9条の勧告、命令、公表をしても必要な措置を講じない場合はどうするかと。先ほど行政代執行というお話がありましたけれども、この条例をつくることにおいて、先ほどの部長の答弁ですと、96%が解決しているのだというふうなお話がありました。でも、あとの4%はどのようなかなということなのですけれども。今私たち青森市に行くときに、よく浅虫のバイパスを通ります。左側に焼け落ちた昔からの古い旅館が残っています。青森浅虫というと、青森県を代表する温泉街、全国各地から観光客が来るわけですけれども、その地区の人たちが大分前に、自分たちであれを撤去しようというお話があったそうです。しかし、こういう法律上の問題、人の財産権の問題ということで、それができなかったということで、非常にあの近辺の人は困っていたそうです。今回青森市でも3月議会にこの条例案を出しますけれども、行政代執行ということを入れております。この行政代執行を入れる件について、何か不都合があるのかどうか、その2点についてちょっとお伺いいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

まず、立入調査の件でございます。調査につきましては、第5条で第1項、第2項でございます。そして、この部分で立入調査は可能であろうかと思っております。ただ、入る場合には警察等の立ち会い等も必要になるかと思っておりますので、その部分につきましては、第10条の関係機関との連携というふうなところでそれぞれの機関にお願いする場

合もあろうかと思えます。

2点目でございます。この部分につきましては、先ほどの斉藤議員のご質疑にもお答えいたしておりますけれども、当市が行いましたアンケート調査の結果で、指導、助言及び勧告までの段階で約96%の空き家が解体になってございます。残りの4%というようなことでございますけれども、全部で所有者等がわかった危ない空き家というのが95件ございまして、そのうちの91件が勧告までで解体されてございます。残りの4件でございますけれども、それぞれの自治体によっては助成制度を設けているところもございまして、その助成によって解体したというのが3件ございました。また、行政代執行、ご存じだと思いますけれども、秋田県の大仙市でございまして、それが1件。その4件でございます。

このアンケート調査から、条例制定による弊害といえますか、そういう懸念というのを出されております。すなわち、これまでは隣近所で解決していた事案が行政に持ち込まれるようになったと。所有者とか連絡先がわかっていても、市のほうへ通報したりとか、それから先ほどの行政代執行の実例が発生したことによって、空き家所有者の管理意識の希薄化、放っておけば行政が何とかしてくれるのではないかというような意識の蔓延などが危惧されているというようなことでございます。実際秋田県内のある自治体には、自分の所有する空き家を行政代執行で早く解体してくれというような連絡もあったということでございまして、このようなことはこの条例の意図するところから大きくずれてしまうものでありますので、慎重に対応していかなければならないと考えております。

これまでは、お願いという形でやってきましたけれども、この条例案に基づく適正な執行をしても、なお改善が見られないような事例が多くある

とすれば、先ほど市長も申し上げましたとおり、次の段階を考えていくという状況に応じた柔軟な対応をしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 18番。

○18番（大瀧次男） この空き家は、全国的に非常に問題になっている件ですけれども、いち早く県内でも条例をつくったということは、非常に評価するところでございますけれども、今のお話の中で、そういう行政代執行に頼るとか、そういうものが出てくるというお話ですが、これはやはりしっかりと施行規則の中で、こういう状態であって初めて行政代執行しますよというふうな施行規則をきちんと決めておけばそういうことがないと、このように思います。

あと立入調査の件ですけれども、しっかりと立入調査をしないと、その中で犬猫のすみかになっているとか、伝染病が蔓延するとか、そういう形がありますので、やはり専門家なり、犬猫、そういう伝染病であれば保健所の人を同行して一緒に中を立ち入りするというような形も必要なことになると思いますので、これも施行規則の中にしっかりと決めていただきたいと、このように思っております。

先ほども言いましたけれども、では浅虫のような例が当市に起きた場合、繁華街の中で火災に遭ったと、所有者もわからない、相続人もいない。そういう場合、やはりしっかりとしたそういう条文を入れておかないと、非常に公益に反するものになると思いますので、私はこの行政代執行の条文を入れたから、必ず行政代執行しなければならないというようなわけではないと思います。入れておいて、初めてそういうのができます。この行政代執行の条文の中にも、先ほどの部長の話だと、ほとんどそういう形で裁判を起こされれば負ける

のだというふうなお話がありましたけれども、非常の場合は、危険切迫の場合において、このいろいろな手続を省略することができるという条文もございます。研究していただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） これで大瀧次男議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第73号 むつ市空き家等の適正管理に関する条例について、同僚議員がいろいろと質疑をしてきましたが、重複をできるだけ避けて何点かにわたって質疑をさせていただきたいと思います。

まず1つには、先ほどの部長答弁の中で、空き家調査の中で95件、措置してきたのが91件と、こういうようなことで、96%の解消をされてきましたと、こういうことでありますが、この95件についての調査が何年度に行われて、それぞれの地区ごとの内訳を1つにはお知らせを願いたいと思います。

2点目は、今回の条例についてであります、この条例の流れを理解しますと、勧告、命令、公表、こういう順序で市として空き家についての対応をとっていくと、こういう条例の中身として理解をするわけですが、そういう面ではこれまでの状況と特徴的に変わっているのは私はこの条例の中で勧告、命令に従わなかった場合に公表しますよと、住所、氏名を公表していく、ここのところが大きな今回の条例のポイントかなというふうなことで理解をしているわけですが、しかし我々が地域の中で見ている場合には、この空き家の部分については、なかなか景観上も、そしてまた近隣の住民の方々の悩みの種になっている一つの要因として、所有者がその地域に居住をしていない。例えば以前むつ市に在住しておったけれども、現在は東京都に住んでいる、こういっ

た場合に私は、公表しても、その所有者が精神的な、そしてまた財政的な負担なりという部分についてはなかなか生まれてこない状況を感じるわけであります。そういう点等々を考えた場合に、先ほど来質疑されておりますように、行政代執行という部分について、やはり場合によってはその道を選ばざるを得ないという状況も条例の中に具備をしていくというふうなことが必要だろうと、このように判断をするわけであります。そういう面では、先ほどの大瀧議員の質疑と一致をするわけでありますが、この点についてお聞きをしたいと思います。

関連しますが、この空き家の中で、とりわけ法人等の場合に、個人の場合にもあるのですが、もう既に銀行管理になっているという空き家の場合もあります。特に傾向として、空き家が多くなってきているというのは、1つには限界集落の場合に空き家が多くなってきています。そういう状況と、あとは産廃法が施行された後、所有者からすると解体をするというのは金がかかる、だからそのまま放置をしていくという状況等々も要因として大きくあるのではないかというふうに思うわけであります。そういう面で、先ほどと重複しますが、不在しているというか、その地に居住をしていない所有者等々の場合には、どのような形でこの公表した場合にも効果を期待しているのかという点についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、第10条で、公表してもなかなか解消しないという場合に、警察その他の関係機関に協力を要請すると、こういう条文になっていますが、具体的にはどういうふうなことを考えているのか、3点目お聞きをしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず目時議員のお言葉を返すようでございますけれども、お話の中で産廃法

のお話が出まして、所有者からすると金がかかるというふうなことで放置している、そういうふうな要因もあるというふうなことのご認識でございます。そういうふうな方々のために我々が預かっている税金を行政代執行というふうな形の中で使っていくというふうなこと、この部分は非常にやはり慎重にならざるを得ないわけでございます。その部分をぜひともご理解をいただければなと。

そして、これは御議決いただきますと、条例が2月1日ですか、施行されるわけでございますけれども、その後さまざなな形で必要性に応じて条例の改正、こういうふうなものの可能性は残されているわけでございますので、先ほどもお話をしましたように、私どもは所有者の性善説というふうな中で、勧告、命令、公表という手順、この手続に従って所有者等にこの手続を踏まえてご理解をしてもらう手法、これを進めていきたいと、こういうふうに思うところでございます。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

まず最初の95件の部分でございますけれども、これはむつ市で95件ということではなくて、アンケート調査を行った54市区町村のデータをいただいておりますけれども、その平成21年から平成23年までの3年間の数字でございます。それで、所有者等がわかって、そういう指導等を行ったというのが95件あって、そのうちの91件が勧告まで解体等が行われているというようなことでございます。

それから、これまでの相違点というようなことでございますけれども、これまでの相違点は、公表の部分だけではございません。これまで、こういう条例がなかったことから、いわゆる「何とかお願いします」、「解体のほうお願いします」

とか、「危険がないように管理をお願いします」とかという、そういうお願いというところで終わってございましたけれども、今回この条例が制定されますと、助言、指導、それから勧告、そして命令、そして公表という、そういう手順を踏むことになります。所有者等がわかって、こちらのほうに住んでいない方等につきましては、郵送等でそういう勧告とか、命令とか公表というような部分も通知差し上げることになろうかと考えております。

それから、第10条の関係、警察等との連携ということでございますけれども、警察等には先ほども申し上げましたけれども、空き家の状況を調査する際には立ち会いを求めたり、あるいは周辺のパトロールを強化してもらうというようなことも場合によっては必要になろうかと思っております。そのような協力も要請したいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。この条例が制定された後は、この条文にありますように、市としてはそれぞれの空き家の解体をしなければならない、そういうところについて調査をしというところからスタートをしていくというようなことで理解をするわけでありますが、1点だけ再度お尋ねをしたいのは、行政代執行の関係であります。私は、先ほどの市長答弁にもありますように、いきなり行政代執行をかけるというようなことにはなっていないと思うのです。勧告をするなり、命令をするなり、それでも従わなかった場合に公表していく。そういう中で、これはもう行政代執行しかないなという、そういうところも出てくる可能性がこれまでの状況からするとあるだろうという想定をするわけでありまして、なければ一番幸いなことでもあります。そういう面で、この条例の中に、先ほど大瀧議員も質疑されておりますが、

いろいろな他市の状況等々も含めて、今後この条例を制定して施行していく過程の中でも、この行政代執行という部分については、その実態によっては条例の改正という部分についても検討していくというか、そういう用意があるのかどうか、この点について再度お尋ねをしたいと思えます。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 先ほども申し上げましたとおり、今のこの条例案でとりあえずスタートしたいと思います。そして、この条例を適正に執行したとしてもなお改善が見られないような場合が多いときには、次の段階を考えていくということで、状況に応じた柔軟な対応をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第73号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第73号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第74号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番（濱田栄子） 議案第74号 むつ市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について質疑いたします。

この提案理由といたしまして、「配偶者からの

暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に規定する保護命令を父又は母が受けた児童を給付対象に加えるほか、条文整備をするためのものである」とあります。まず、簡単に申し上げますと、配偶者からのDVを受け、離婚にまで至らずともひとり親家庭を余儀なくされている方の児童に対する医療費給付ということだと思えますが、現在この条例改正により対象と見込まれるような児童の相談はありましたでしょうか、お聞きいたします。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 濱田議員の本条例の改正により対象と見込まれる児童はいるのかとのお尋ねについてお答えいたします。

現時点では、対象となる児童、また相談を受けている児童は確認されておりませんし、今後の見込みとしても少数になるものと推測しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） まず、最近DVと言われております配偶者からの暴力、ドメスティック・バイオレンスですが、なかなかこれは表に出にくい部分がございます。ですから、やはり女性の団体等、さまざまな組織を使いまして、この条例を制定されたということの広報活動をしていただきたいと思えます。口コミで出てくる場合が多くありますので、市民の皆様の認識を深めていくことが、現在は相談はないということですが、職員はもちろん、女性の団体等、もちろん男性の団体もですが、条例の浸透をよろしく願いたいと思えます。

以上です。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第74号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第75号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第75号 むつ市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第75号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第75号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第76号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。12番齊藤孝昭議員。

○12番(齊藤孝昭) 議案第76号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。

この条例も、昨年成立した地域主権改革一括法により公営住宅法が改正され、市営住宅への入居基準が地方独自の基準で条例化できることを受けての提案であります。

前の議案と同様、従来、国の国で定めた基準と今回提案の違いをお知らせください。また、むつ市独自の具体例がありましたら、紹介願います。

○議長(山本留義) 建設部長。

○建設部長(鏡谷 晃) 齊藤議員のお尋ねにお答えいたします。

今回の条例改正につきましては、いわゆる地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布により、従来国で定められておりました公営住宅の入居者資格の一つであります収入基準について、各地方公共団体の条例で定めることになったものであり、内容につきましては現行の収入基準と同様に制定いたしましたものでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

むつ市独自の具体例についてであります。前述のとおり、国で定められておりました収入基準の内容と同様に制定したものでありますので、むつ市独自の基準は現在のところございません。ご理解賜りたいと存じます。

○議長(山本留義) 12番。

○12番(齊藤孝昭) 部長が言うことは間違いありませんが、今回の改正は収入基準だけではなくて、対象の基準です。対象の基準の改正も盛り込まれております。他の地域の例を紹介すると、まずは子育て支援、住宅の世代構成の多様化を図る観点の活用ということで、これは具体的にいうと、現行の制度でいくと、未就学児童がいる世帯でない入居できないのが、中学生以下の児童がいる世帯というふうに拡大した自治体があります。また、20歳未満の者が3人以上いる世帯という条項を追加した自治体もあります。さらに、例えば遠隔地にある市営住宅の有効活用を図る観点と、その定住を促進する観点から、中学生以下の児童がいる世帯プラス従来の収入要件を拡大すると、今は15万8,000円以下であります。その遠隔地の市営住宅を利用する場合は、21万4,000円にするとか、金額の変更とかをやっているのを聞いておりますが、いろんなことを考えれば、今回の条例

改正で市営住宅を有効活用する、または困っている人たちがより入居しやすいようにする、または遠隔地の市営住宅を定住促進のために開放できるというふうないろんな考え方ができたと思います。そここのところをやらなかった理由をお知らせください。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 3月定例会で入居者資格について、同居親族等の改正を行わせていただいております。その辺の事情、これは同居親族の要件とか単身者入居要件について定めたものでございましたが、その辺の状況、あるいは県及び他市の状況を見ながら今回の上程となったものでございまして、現在特別に定めてというより、国の制度の中でできることとしては、脇野沢地区においては単身でも、高齢でなくて単身で、特に通常の年齢、若い人でも単身入居ができるような状況というのもございまして、実際脇野沢地区にはそういう住宅状況も、いわゆる共同住宅等が余らないということから、そういう要件で住まわせることができるというような条項もあったりしたものですから、今のところ緊急を要して改正以上のことをする必要を現段階では認めていなかったということも我々の改正の内容に含まれておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本留義） 12番。

○12番（斉藤孝昭） よくわかりました。ただ、部長答弁の中にひっかかる言葉がありまして、よく理事者側で使う言葉に、「県とか他市の状況を見て」というのが結構出るのですが、先ほどから一連で言っていますが、独自の施策をできるようにせたくしてもらったのに、近隣とか県とか他市の状況を見ながらというふうなことではなくて、やはりむつ市はむつ市のやり方をやるべきだというふうに思います。

今の市営住宅の件については、部長が言うとお

り、脇野沢とかは貸し家がないもので、市営住宅に入れればいいなというふうな人たちもいると聞いていますし、これから新築するかしないかわかりませんが、仮に更新したりする場合、入居要件を緩和しておかないと、入る人が条件をクリアする住民がいないので建てないとかというふうなことにもなりかねませんので、ぜひそここのところの調査は綿密にして、新しい基準の条例にしていきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 議案第69号でもちょっと申し上げておりましたが、平成23年2月に定めましたむつ市公営住宅等長寿命化計画におきましても、そういう状況を踏まえながらの住宅構成、いわゆる部屋間取りとか、ということを考えながら、現在例えば緑町団地の建て替えは平家で、平家では通常廊下は要らないわけですがけれども、除雪対策等を考えて廊下をあえて設けて、そこでコミュニティを構成していただきたいとか、そういう新たなメニューも入れつつ考えておりますので、その中でただいま議員から提案がありましたようなことも踏まえて考えていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで斉藤孝昭議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第76号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第76号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第77号

○議長（山本留義） 次は、日程第9 議案第77号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、むつ市宮宮後牧野外4施設の管理につ
いて指定管理者を指定するためのものでありま
す。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第77号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第77号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第78号

○議長（山本留義） 次は、日程第10 議案第78号
指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、川内第1牧野外1施設の管理について
指定管理者を指定するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第78号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第78号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第79号

○議長（山本留義） 次は、日程第11 議案第79号
青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公
共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組
合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。
ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第79号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第79号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第80号

○議長（山本留義） 次は、日程第12 議案第80号
青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団
体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の
変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第80号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第80号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第81号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第81号
市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第81号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第81号は、
お手元に配布しております議案付託表のとおり、
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第82号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第82号市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第82号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第82号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第83号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第83号むつ市監査委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月14日をもって任期満了となるむつ市監査委員に阿部昇氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、ただちに採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第84号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 議案第84号むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月19日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に高瀬厚太郎氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第84号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よっ

て、議案第84号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第85号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 議案第85号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、来年1月15日をもって任期満了となるむつ市教育委員会の委員に宮浦雅子氏を任命することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第85号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第86号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 議案第86号

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となるむつ市固定資産評価審査委員会の委員に川向常寛氏を選任することについて議会の同意を求めるためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第86号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第87号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 議案第87号 むつ市固定資産評価審査委員会の委員に選任する者につき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は、本年12月22日をもって任期満了となる

むつ市固定資産評価審査委員会の委員に篠崎慶司氏を選任することについて議会の同意を求めためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第87号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第87号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は、これに同意することに決定いたしました。

◇議案第88号

○議長(山本留義) 次は、日程第20 議案第88号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてを議題といたします。

本案は、昨年12月31日をもって辞任した人権擁護委員の後任に鶴ヶ崎猛氏を推薦することについて議会の意見を求めるためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第88号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第88号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は、適任と認め、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

◇議案第89号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 議案第89号 平成24年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、順次発言を許可します。まず、13番濱田栄子議員。

○13番(濱田栄子) 議案第89号 むつ市一般会計補正予算について質疑いたします。

9ページ、第19款諸収入、第5項第3目の返還金について、生活保護返還金というのが2,267万9,000円発生しておりますが、これはどのような状況で出てきたものでしょうかお伺いいたします。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(松尾秀一) 濱田議員のお尋ねにお答えします。

本補正額は、生活保護法第63条に規定しております費用返還義務による返還金、また生活保護法第78条に規定しております費用の徴収金となっております。

生活保護法第63条の返還金の主なものは、各種年金の遡及分、生命保険の解約返戻金であり、資力があり、保護を受けた場合に、受けた保護に相当する金額の範囲内で返還するものであります。また、生活保護法第78条の費用の徴収金の主なものは未申告収入であり、収入の届け出義務を怠った場合に相当する費用を徴収するものであります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） そうすると、この金額は何名分でしたでしょうか、お知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、第63条、第78条合わせまして38世帯ということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 13番。

○13番（濱田栄子） 単純に計算できないと思いますが、一番多かった世帯と少なかった世帯をお知らせください。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 38件という内訳でございますけれども、ある程度ここで内容を申し上げますと、特定の人物が特定されるというふうなこともありますので、その辺はちょっと差しさわりがありますので、差し控えさせていただきます。ただ、やはり各種年金の遡及分というものが一番件数としては多いというふうなことでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

次に、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 補正予算の11ページ、歳出の第2款総務費の第1項総務管理費の第6目人事管理費についてお尋ねをします。

補正額1,785万2,000円、この説明の中で臨時職員の管理費というようなことでありますが、その内訳というか、内容についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

ただいまの第2款第1項第6目人事管理費における臨時職員の管理費でございますけれども、その前に若干ご説明させていただきたいと思えます。

この臨時職員の管理費、いわゆる賃金でございますけれども、主に出産に伴う産前産後休暇、それからその後の育児休業、あるいは病気休暇による補充とか臨時的な事務量の増による臨時職員の任用などに係る賃金を計上しているもので、そもそも事前にはなかなか見積もりができないような性格の予算でございます。

平成24年度当初予算では、平成23年度当初予算並みの44名分ということで5,628万8,000円を計上し、状況に応じて対応することとしておりました。しかしながら、4月の人事異動における退職者不補充分をカバーするために臨時職員を配置せざるを得なかったケースがあったことや、中途退職によります代替が必要になったケースや、東日本大震災による中長期派遣として東松島市に派遣された職員の代替などのほかに、産休、病休の増などで合計で16名増員の60名分としたものでございます。これによりまして、平成24年度の人事管理費で支出する臨時職員賃金の総額は、当初予算の5,628万8,000円に対し、1,785万2,000円を増額補正して、合計で60名分の7,414万円となっております。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第89号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第89号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇議案第90号

○議長（山本留義） 次は、日程第22 議案第90号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第90号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第90号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、

民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第91号

○議長（山本留義） 次は、日程第23 議案第91号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第91号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第91号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第92号

○議長（山本留義） 次は、日程第24 議案第92号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第92号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第92号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇報告第27号

○議長（山本留義） 次は、日程第25 報告第27号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第27号の質疑を終わります。

報告第27号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第28号

○議長(山本留義) 次は、日程第26 報告第28号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第28号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第28号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第28号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第28号は承認することに決定いたしました。

◇報告第29号

○議長(山本留義) 次は、日程第27 報告第29号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第29号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第29号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇報告第30号

○議長(山本留義) 次は、日程第28 報告第30号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、関根漁港施設災害復旧工事に係る建設工事請負契約の一部変更契約について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第30号の質疑を終わります。

報告第30号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第31号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 報告第31号

専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第31号の質疑を終わります。

報告第31号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第32号

○議長(山本留義) 次は、日程第30 報告第32号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第32号の質疑を終わります。

報告第32号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第33号

○議長(山本留義) 次は、日程第31 報告第33号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。

これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第33号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第33号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、報告第33号は承認することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明12月6日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明12月6日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、12月7日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時42分 散会